

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 風舎

【身体拘束等の適正化のための指針】

1. 目的

この指針は、社会福祉法人風舎（以下、「当法人」といいます。）の全ての事業所において、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」といいます。）を禁止し、本人の尊厳を侵害することなく適切かつ安全で質の高いサービスの提供を図ることを目的とし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年九月二十九日 厚生労働省令第百七十二号）」にある「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき定めます。

2. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

（1）身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人では、利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。

（2）身体拘束等に該当する具体的な行為

事業所等において身体拘束等に該当する行為は次のとおりです。

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑦ その他、上記①～⑥に類する行為。

る行為を禁止しています。

（3）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

緊急やむを得ない場合とは、以下の3つの要件全てを満たす必要があります。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3. 身体拘束等の適正化に向けた体制

- (1) 身体拘束等の適正化のさらなる推進のため「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。
- (2) 委員会は施設長を委員長として、定期的（6ヶ月に1度）に開催します。また、必要に応じて随時開催します。
- (3) 構成員は当法人の職員とします。
 - ・ 管理者
 - ・ サービス管理責任者
 - ・ 支援員
 - ・ 看護職員
 - ・ その他、管理者が必要と認める者※当日参加可能な委員で構成する。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修

当法人の職員における身体拘束等の適正化への意識を高めるとともに、適正化に向けた基礎的な内容や知識の普及、啓発することを目的として各事業所の職員等に対し次の研修を実施します。

- (1) 職員を対象に身体拘束等の適正化の推進に向けた定期研修を年1回以上開催します。
研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。
- (2) 定期研修とは別に必要に応じて、個別、事業所別研修を開催します。
- (3) 入職時には必ず、身体拘束等の適正化に関する研修を開催します。

5. 身体拘束等を行う場合の報告方法等の方策

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告します。その際、施設長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、随時、同委員会を招集します。

6. 身体拘束等発生時の対応

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の手順にて行います。

① 身体拘束適正化検討委員会での検討

やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会において、以下の点について検討、確認します。

- ・ 「切迫性、非代替性、一時性」の3要件全てを満たしているかどうかについて。
- ・ 拘束による利用者の心身の弊害や拘束を行わない場合のリスクについて。

身体拘束を行うと判断した場合は、「拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等」について検討し、利用者本人及び保護者に対する同意書を作成します。

② 利用者本人及び保護者への説明

身体拘束を行うことを選択した場合は、利用者本人及び保護者に対して以下の点を詳細に説明し、同意を得た上で実行します。

- ・身体拘束の内容、目的、理由
- ・拘束時間または時間帯、期間、場所
- ・改善に向けた取り組み方法など

③ 記録と再検討

身体拘束等を行う場合は、「理由、様子、心身の状況、開始と終了の時間」などを記録します。また、身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。

④ 身体拘束等の解除

上記③の記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。その場合には、利用者本人及び保護者に報告します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにします。また、法人ホームページ上に掲載し、いつでも誰もが閲覧できるようにします。

附 則

令和4年4月1日より施行する。